

## 第 4 回阿蘇市議会会議録

1. 令和 4 年 11 月 25 日 午前 10 時 00 分 招集
2. 令和 4 年 11 月 28 日 午前 10 時 00 分 開議
3. 令和 4 年 11 月 28 日 午後 1 時 32 分 散会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 阿蘇市議会議場
6. 出席議員及び欠席議員

### 出席議員

|           |           |
|-----------|-----------|
| 1 番 佐藤和宏  | 2 番 佐藤菊男  |
| 3 番 児玉正孝  | 4 番 甲斐純一郎 |
| 5 番 立石昭夫  | 6 番 竹原祐一  |
| 7 番 岩下礼治  | 8 番 谷崎利浩  |
| 9 番 園田浩文  | 10 番 菅敏徳  |
| 11 番 市原正  | 12 番 森元秀一 |
| 13 番 大倉幸也 | 14 番 田中弘子 |
| 15 番 五嶋義行 | 16 番 藏原博敏 |
| 17 番 古木孝宏 | 18 番 田中則次 |
| 19 番 河崎徳雄 | 20 番 湯浅正司 |

### 欠席議員

なし

7. 地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席を求められた者の職氏名

|                   |                  |
|-------------------|------------------|
| 市 長 佐藤義興          | 副 市 長 和田一彦       |
| 教 育 長 坂梨光一        | 総 務 部 長 高木洋      |
| 市 民 部 長 宮崎隆       | 経 済 部 長 藤田浩司     |
| 土 木 部 長 荒木仁       | 教 育 部 長 山口貴生     |
| 阿蘇医療センター事務部長 村山健一 | 総 務 課 長 和田直也     |
| 福 祉 課 長 松岡幸治      | 農 政 課 長 佐伯寛文     |
| 建 設 課 長 中本知己      | 企 画 財 政 課 長 廣瀬和英 |
| 教 育 課 長 藤井栄治      | 防 災 情 報 課 長 市原修二 |
| ほ け ん 課 長 小山隆幸    | 観 光 課 長 秦美保子     |
| 住 環 境 課 長 加藤勇二郎   | 税 務 課 長 上村美博     |
| 内 牧 支 所 長 加来隆浩    | 波 野 支 所 長 岩下勝則   |
| 市 民 課 長 森永智保      | 健 康 増 進 課 長 山中昭人 |
| ま ち づ くり 課 長 石松昭信 | 上 下 水 道 課 長 竹原昭典 |
| 人 権 啓 発 課 長 市原吉治  |                  |

8. 職務のため出席した事務局職員

議会事務局長 山本 繁 樹 議会事務局次長 市原 多喜男  
書記 山本 悠 未

9. 議事日程

開議宣告

議事日程の報告

- 日程第 1 報告第 14 号 専決処分の報告について
- 日程第 2 承認第 12 号 専決処分した令和 4 年度阿蘇市一般会計補正予算（第 5 号）について
- 日程第 3 承認第 13 号 専決処分した令和 4 年度阿蘇市一般会計補正予算（第 6 号）について
- 日程第 4 議案第 62 号 定年延長に伴う地方公務員法の一部を改正する法律の施行等に基づく関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第 5 議案第 63 号 阿蘇市行政区設置条例の一部改正について
- 日程第 6 議案第 64 号 阿蘇市一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について
- 日程第 7 議案第 65 号 阿蘇市手数料条例の一部改正について
- 日程第 8 議案第 66 号 令和 4 年度阿蘇市一般会計補正予算（第 7 号）について
- 日程第 9 議案第 67 号 令和 4 年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）について
- 日程第 10 議案第 68 号 令和 4 年度阿蘇市介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）について
- 日程第 11 議案第 69 号 令和 4 年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 3 号）について
- 日程第 12 議案第 70 号 令和 4 年度阿蘇市水道事業会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第 13 議案第 71 号 令和 4 年度阿蘇市病院事業会計補正予算（第 3 号）について
- 日程第 14 議案第 72 号 熊本県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び熊本県市町村総合事務組合同規約の一部変更について
- 日程第 15 議案第 73 号 公の施設の指定管理者の指定について（阿蘇市一の宮町インフォメーションセンター）
- 日程第 16 議案第 74 号 公の施設の指定管理者の指定について（阿蘇市一の宮町中央駐車場）
- 日程第 17 議案第 75 号 公の施設の指定管理者の指定について（A S O 田園空間博物館総合案内所）
- 日程第 18 議案第 76 号 公の施設の指定管理者の指定について（阿蘇駅前噴水広場）
- 日程第 19 議案第 77 号 公の施設の指定管理者の指定について（阿蘇市農畜産物処理加工施設）
- 日程第 20 議案第 78 号 工事請負契約の変更について

日程第 21 諮問第 3 号 人権擁護委員候補者の推薦について

日程第 22 諮問第 4 号 人権擁護委員候補者の推薦について

## 午前 10 時 00 分 開議

### 1 開議宣告

○議長（湯浅正司君） おはようございます。

本日の会議は全議員の出席であります。したがって、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、執行部出席者につきましては、お配りしている執行部出席者名簿のとおりです。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

それでは、議事に入ります。

### 日程第 1 報告第 14 号 専決処分の報告について

○議長（湯浅正司君） 日程第 1、報告第 14 号「専決処分の報告について」を議題とします。

経済部農政課長の説明を求めます。

農政課長。

○農政課長（佐伯寛文君） おはようございます。

議案集の 3 ページをお願いいたします。ただ今議題としていただきました報告第 14 号、専決処分の報告について、御説明をいたします。

提案理由でございますが、本件は、令和 4 年 3 月 6 日、国道 212 号（市道大観峰茗ヶ原線入口付近）において発生した一斉野焼きによる一般車両の物損事故について、地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき専決処分いたしましたので、同条第 2 項の規定により報告するものでございます。

4 ページの専決処分書を御覧ください。まず、和解の相手でございますが、記載のとおりでございます。次に、事故の概要でございますが、令和 4 年 3 月 6 日午前 11 時頃、国道 212 号（市道大観峰茗ヶ原線入口付近）を走行中の甲の車両が、道路を超えてきた野焼きの炎と熱風によって焼損、甲に損害を与えたものでございます。和解及び損害賠償の額でございますが、市は、甲に対し 67 万 2,000 円を支払う。甲の損害額 67 万 2,000 円、市の過失割合 10 割でございます。和解事項でございますが、本件事故に関して、今後、市と甲との間には、一切の債権債務関係がないことを確認するものとしております。

補足でございます。野焼き当日、地元牧野組合においては、事故付近を一時的に組合員に

よる通行規制等の安全対策を行ってございましたけれども、突風により火脚が速められたため、組合員による消火活動が厳しい状況となり、結果としまして被災したものでございます。

今回の事故を受けまして、沿線道路の通行規制の拡大・強化など、さらなる安全対策の徹底等について関係機関と協議をしております。地元牧野や観光客との共通した認識が図られるよう、さらなる注意喚起を行ってまいります。

以上、報告させていただきます。

○議長（湯浅正司君） これより質疑を行います。質疑はありますか。

15 番議員、五嶋義行君。

○15 番（五嶋義行君） 15 番、五嶋です。

67 万 2,000 円の損傷はどの程度の損傷であったか、その 1 点をお願いいたします。

○議長（湯浅正司君） 農政課長。

○農政課長（佐伯寛文君） 今回 67 万 2,000 円という損害額でございますが、車両の損害額としまして塗装の剥離、それとテールランプ等の保安器の損害といったところで 57 万 3,000 円、修理期間中の代車費用としまして 9 万 9,000 円、合わせまして 67 万 2,000 円になっております。

○議長（湯浅正司君） 他に質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

以上で報告を終わります。

お諮りいたします。日程第 2、承認第 12 号「専決処分した令和 4 年度阿蘇市一般会計補正予算（第 5 号）について」及び日程第 3、承認第 13 号「専決処分した令和 4 年度阿蘇市一般会計補正予算（第 6 号）について」の 2 件は、会議規則第 37 条第 3 項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 異議ないものと認めます。よって、承認第 12 号及び承認第 13 号の 2 件については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

## 日程第 2 承認第 12 号 専決処分した令和 4 年度阿蘇市一般会計補正予算（第 5 号）について

○議長（湯浅正司君） 日程第 2、承認第 12 号「専決処分した令和 4 年度阿蘇市一般会計補正予算（第 5 号）について」を議題とします。

総務部企画財政課長の説明を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（廣瀬和英君） おはようございます。

ただ今議題としていただきました承認第 12 号、専決処分した令和 4 年度阿蘇市一般会計補正予算（第 5 号）について、御報告申し上げます。

別冊 1 をお願いします。開いて、1 ページになります。本件につきましては、9 月中旬に

発生した台風 14 号の影響を受け、被災箇所の早期復旧等を進める必要がありましたので、9 月 26 日付けで専決処分を行ったものでございます。

まず、第 1 条で既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,350 万円を追加し、歳入歳出それぞれ 176 億 3,593 万 3,000 円と定めております。

それでは、6 ページの歳入予算から御説明させていただきます。6 ページをお願いいたします。歳入は、3 項目になります。一番上の段から農林水産業施設災害復旧費負担金として 200 万円。こちらにつきましては、農地復旧に係る個人の方からの負担金でございます。また、ページ、中段の国庫支出金として農林水産業施設災害復旧費補助金が 1,110 万円、一番下の段、県からの災害救助費負担金として 40 万円を計上しております。

次に、7 ページの歳出予算について御説明させていただきます。

まず、7 ページの一番上の段になります。左端の目 1 災害救助費になりますが、消耗品費として 40 万円を計上しております。こちらは、避難所における備蓄食糧等の提供に伴う補充分の購入費でございます。

続いて、同じページの中段、左端の目 2 農業用施設災害復旧費として被害調査・測量設計等業務委託料を 250 万円、その下の農地等災害復旧工事につきましては、農地・水路など 5 件の復旧工事になりますが、1,700 万円を追加計上しております。

続いて、一番下の段、公共土木施設災害復旧費として測量設計業務等委託料を 100 万円、白木山線などの現年単独災害復旧工事として 300 万円を追加計上しております。

次に、8 ページの一番上になります。光ネットワーク復旧事業委託料として 368 万 5,000 円を計上しております。こちらは、深葉地区などにおける光ケーブル断線等に伴う復旧費になります。

また、その下、左端の目 3 消防・防災施設等災害復旧費になりますが、被災した道路反射鏡の交換・撤去・復旧工事等に係る費用として、3 項目合わせて 154 万円を計上しております。

一番下の段になります。今回不足する財源につきましては、予備費を 1,562 万 5,000 円減額して対応することとしております。

以上、説明を終わります。御承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（湯浅正司君） これより質疑を行います。質疑はありますか。

8 番議員、谷崎利浩君。

○8 番（谷崎利浩君） 7 ページの農地等災害復旧工事の場所と、この専決処分ですが、1 週間ほど待って、臨時議会を開いてやることができないほど急いだ内容なのか、その点についてお尋ねいたします。

○議長（湯浅正司君） 農政課長。

○農政課長（佐伯寛文君） 農業用施設災害復旧費の工事請負費でございまして、農地等災害復旧工事の箇所でございます。農地としまして 1 件、山田地区でございます。農業用施設ということで排水路でございますが、坂梨で 3 か所、永草で 1 か所、合計 5 か所になります。

○議長（湯浅正司君） 谷崎利浩君。

○8番（谷崎利浩君） 場所的には分かりましたけれど、緊急性について、もう一回。

それと、全体的な予算として議会が開けなかったのか、それについてお尋ねします。基本的には、専決でなく、臨時議会を開いてでもきちんと議会を通していただきたいと思いますが、それに対して御答弁をお願いいたします。

○議長（湯浅正司君） 総務部長。

○総務部長（高木 洋君） おはようございます。

災害の後、結局、国の査定等も当然入ってきますし、やっぱり査定に間に合うというのが第一条件になってきます。そういったこともありまして、緊急性を考慮した上で、執行部としましては、今回専決処分ということで対応させていただいたところでございます。

○議長（湯浅正司君） 他に質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 討論なしと認めます。

これより、承認第12号を採決いたします。承認第12号は、承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 御異議なしと認めます。したがって、承認第12号は、承認することに決定をいたしました。

### 日程第3 承認第13号 専決処分した令和4年度阿蘇市一般会計補正予算（第6号）について

○議長（湯浅正司君） 日程第3、承認第13号「専決処分した令和4年度阿蘇市一般会計補正予算（第6号）について」を議題とします。

総務部企画財政課長の説明を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（廣瀬和英君） ただ今議題としていただきました承認第13号、専決処分した令和4年度阿蘇市一般会計補正予算（第6号）について、御報告申し上げます。

別冊2、開いて、1ページをお願いいたします。まず、第1条で既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億570万円を追加し、歳入歳出それぞれ178億4,163万3,000円と定めております。

それでは、6ページの歳入予算から御説明いたします。6ページをお願いいたします。本件につきましては、電力・ガス・食料品等の価格高騰による家計の負担増を踏まえ、特に影響が大きい住民税非課税世帯の方などに対する支援を行うため、国の全額補助により給付金を支給するもので、9月30日付けで専決処分を行っております。6ページでは、国庫補助金としまして事務費と事業費を合わせて2億570万円計上しております。

次に、7 ページの歳出予算をお願いします。7 ページの左端の目になります。今回新しく目 19 価格高騰緊急支援給付金費を新設しております。主な予算費目としましては、一番下の行、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金としまして2億円を計上しております。こちらは、住民税非課税世帯など一定の要件を満たした世帯等に対しまして、1 世帯当たり5万円を支給するものです。

以上、説明を終わります。御承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（湯浅正司君） これより質疑を行います。質疑はありませんか。

8 番議員、谷崎利浩君。

○8 番（谷崎利浩君） これも緊急性の問題もですが、国庫補助できて、国の立てた政策に従って行った事業だと思いますが、景気対策、コロナ対策も含めて、この補助金というのはどういったものか説明をお願いいたします。経済対策でよく最近 30 兆円の補正を組むという話を聞いているんですが、その件についてはまだ決まっていないと思うんですけど、それ以外に、その前としてこういった事業を国が組んできたのか、どういった感じで経済対策の話が来ているのか、それについて詳しく説明をお願いします。

○議長（湯浅正司君） 福祉課長。

○福祉課長（松岡幸治君） ただ今の御質問にお答えします。

まず、今回の補助については、その後の経済対策の前に出ているもので、あくまでも燃料高騰等により生活がきつくなる方々に向けて給付を決定されたものです。

緊急性という部分ですけれども、国の内閣府からの事務連絡は9月26日付けで来ておりまして、それからシステム改修等を行わなければ、年内のやはり給付を目指したかったので、年内に間に合わないということで、専決予算で対応を計画したところでした。その後、ほかの事業で経済対策事業は上がってくると考えております。

○議長（湯浅正司君） 谷崎利浩君。

○8 番（谷崎利浩君） 今後、度重なるコロナの影響で結構経済が傷んでいます。特に第7波・第8波については、協力要請がなかったり、補助金もなかったりする業種もありますので、経済対策も含めて、市民の生活、また困窮者、一般の市民も含めて、今後とも考えていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（湯浅正司君） 答弁はいいですか。

○8 番（谷崎利浩君） いいです。

○議長（湯浅正司君） 他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 討論なしと認めます。

これより、承認第13号を採決いたします。承認第13号は、承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 御異議なしと認めます。したがって、承認第 13 号は、承認することに決定をいたしました。

日程第 4 議案第 62 号 定年延長に伴う地方公務員法の一部を改正する法律の施行等に基づく関係条例の整備に関する条例の制定について

○議長（湯浅正司君） 日程第 4、議案第 62 号「定年延長に伴う地方公務員法の一部を改正する法律の施行等に基づく関係条例の整備に関する条例の制定について」を議題といたします。

総務部長の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（高木 洋君） 改めまして、おはようございます。

ただ今議題としていただきました議案第 62 号、定年延長に伴う地方公務員法の一部を改正する法律の施行等に基づく関係条例の整備に関する条例の制定について、御説明を申し上げます。

議案書 5 ページからになります。

まず、提案の理由になります。22 ページをお願いします。22 ページの一番下になってきます。本件は、地方公務員法の一部を改正する法律による地方公務員法の改正に伴いまして、職員の定年引上げについて、関係条例を改正する必要がありますことから、本条例を制定し、全部で 10 本の関係条例の改正、並びに 1 本の条例廃止を行うものでございます。

まず、改正する条例につきましては、5 ページをお願いします。第 1 条としまして、阿蘇市職員の定年等に関する条例。10 ページをお願いします。第 2 条になります。阿蘇市一般職の職員の給与に関する条例。13 ページをお願いします。13 ページの一番下になってきます。第 3 条阿蘇市職員の懲戒の方法及び効果に関する条例。14 ページに入りまして、第 4 条、阿蘇市技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例。その下、第 5 条になります。阿蘇市職員の勤務時間、休暇等に関する条例。第 6 条、阿蘇市職員の育児休業等に関する条例。そして、めくっていただきまして、15 ページ、第 7 条になります。阿蘇市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例。同じくその下、第 8 条、阿蘇市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例。第 9 条としまして、阿蘇市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例。第 10 条としまして、公益的法人等への阿蘇市職員の派遣等に関する条例。以上、10 の条例の一部改正を行うこととします。

16 ページをお願いします。第 11 条、阿蘇市職員の再任用に関する条例を今回廃止を行います。この廃止につきましては、定年の引上げに伴いまして、従来の再任用制度、これまでの再任用制度に関する規定を廃止するものでございます。

まず、概要を申し上げます。今回 65 歳を定年とする地方公務員法の一部を改正する法律が来年（令和 5 年）4 月 1 日から施行されることとなります。私どもの定年の年齢が現在の 60 歳定年から、段階的にはございますけれども、65 歳、詳しく申し上げます

と、令和 5 年度・6 年度退職者が 61 歳、令和 7 年度・8 年度が 62 歳、そういった感じで 2 年に 1 歳ずつ引き上げられまして、最終的には令和 13 年度以降については、退職年齢が現在の 60 歳から 65 歳定年退職というふうになります。

この定年引上げにつきましては、組織の活力を維持するために、管理監督職勤務上限年齢を導入しております。その年齢を 60 歳としまして、60 歳に達した管理監督の職員、60 歳に達した日の翌日から翌年の 4 月 1 日までの期間に管理監督者以外の職に異動となる役職定年制を導入することとしております。仮で申し上げますと、私は、今、部長職でおりますけれども、60 歳を迎えまして、61 歳になったときには、役職定年制によりまして管理監督職以外の職に就く、それだけ組織の活力、活性化をすることということで役職定年制を設けているところがございます。また、新たに定年前短時間再任用制度を導入、基本的には定年までフルタイムでの勤務が原則となります。しかしながら、体力的にも精神的にも非常に 60 歳を超えてきますと落ち込んできますので、多様な働き方、ニーズに対応するために、60 歳以後に退職した職員について、本人の意向を踏まえた上で短時間勤務の職での再任用も可能とするものがございます。併せまして、暫定再任用制度としまして、定年退職の年齢が段階的に引き上げられる経過期間におきましては、65 歳までは再任用ができるよう、現行の再任用制度と同様の仕組みである暫定再任用制度を新たに設けることとしております。

次に、今回の定年引上げに伴いまして、新しく情報提供、本人の意思確認に関する制度が創設されております。任命権者については、職員が 60 歳に達する前の年度、59 歳の年度のときに 61 歳以後適用される任用であるとか、給与、退職手当等の情報を本人に提供するとともに、対象となる職員については、60 歳以降の勤務の意思を 59 歳の段階で定年延長を行うとか、一回退職して、定年前短時間再任用職員として短時間勤務をするのか、そのまま退職するのか、そういったのを表明、選択するようになってきます。

23 ページからお願いをしたいと思います。23 ページ、新旧対照表になります。表内の第 3 条、定年のところでございますけれども、職員の定年を年齢「60 年」から「65 年」に、ここで改正を行っているところでございます。

25 ページ、第 3 章としまして管理監督職勤務上限年齢等について規定を行っております。

26 ページの上段に管理監督の上限の年齢、「年齢 60 年とする」と明記を行っており、併せて以後の降任等に関する規定を行っているところでございます。

30 ページ、31 ページをお願いします。30 ページの下からになってきますけれども、定年に関する経過措置としまして、段階的な定年引上げに伴います経過措置を規定しております。31 ページ、上の表になってきます。来年（令和 5 年）4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までに退職する者、令和 5 年度・6 年度の退職になりますけれども、61 歳、以下、令和 7 年度・8 年度が 62 歳、令和 9 年度・10 年度が 63 歳ということで、段階的に定年をする年齢の引上げを行いまして、令和 13 年度以降は 65 歳が定年となるものがございます。

次に、給料についてでございます。39 ページをお願いします。附則としまして、39 ページの下から 40 ページにかけて規定を行っております。60 歳到達時の 7 割と規定を行っているところでございます。

以上、概要のみの説明となりましたけれども、定年引上げに伴います関係条例 10 本の改正、並びに 1 本の条例を廃止する条例としまして今回上程をさせていただきましたので、御審議賜りますようお願いを申し上げます。

以上です。

○議長（湯浅正司君） これより質疑を行います。議題となっております議案第 62 号から議案第 72 号及び議案第 78 号は、各常任委員会に付託されます。したがって、自己の委員会の所管となる案件への質疑は御遠慮お願いいたします。

これより議案第 62 号の質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

#### 日程第 5 議案第 63 号 阿蘇市行政区設置条例の一部改正について

○議長（湯浅正司君） 日程第 5、議案第 63 号「阿蘇市行政区設置条例の一部改正について」を議題といたします。

総務部長の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（高木 洋君） それでは、続きまして議案書 57 ページをお願いいたします。ただ今議題としていただきました議案第 63 号、阿蘇市行政区設置条例の一部改正について、御説明を申し上げます。

まず、提案の理由でございます。58 ページ、下になります。本件は、行政区の統合に伴い、本条例の一部を改正するものでございます。具体的に申し上げますと、中通地区の上東下原区と下東下原区、世帯数はそれぞれ 15 世帯と 13 世帯でございますが、本年の初寄りにおきまして両区民了承の下、区の統合についてそれぞれ合意がなされました。来年（令和 5 年）4 月 1 日に統合し、新たに東下原区とするとの申出がございましたので、市の行政区設置条例の改正を行うとともに、併せまして所要の改正を行うものでございます。

59 ページ、新旧対照表に基づき説明を申し上げます。

まず、改正前の「第 2 条 区には、それぞれ区長 1 人置く。」と規定を行っておりました。これにつきましては、地方公務員法の改正に伴いまして、区長職が市の特別職の公務員でなくなったこと、また、別途、阿蘇市区長設置規則の中に区長を置くこと明記されておりますので、今回、第 2 条を削除しております。

第 3 条につきましては、行政区の区域の表記につきまして、別表を全部改正を行っており、行政区の名称のみの表記に改正を行いました。

60 ページをお願いしたいと思います。60 ページの右側の 45 番、46 番になりますけれども、45 番の上東下原区、そして 46 番の下東下原区につきましては、59 ページの改正後の表になります。中通地区の中で 3 行目、東下原区ということで今回改正を行っているところでございます。

以上、御提案を申し上げますので、御審議賜りますよう、よろしくをお願い申し上げます。

○議長（湯淺正司君） これより質疑を行います。質疑はありますか。

18 番議員、田中則次君。

○18 番（田中則次君） この統合について私は賛成でございますけれど、全般的なことで総務部長にお伺いします。私は、以前、行政区の統合の問題で行政主導による統合をしたらどうかという話をした経緯があると思います。そこで、今、軒数的に 10 軒以内のところも随分あるみたいで。場所的に茗ヶ原とか深葉とか、そういうところは別問題としても、山田地区のことを私は取り立てて言うわけではございませんが、特に山田地区あたりは区がいっぱいございます。結局そういうことで、いろんなことを考えるときに、防災面であるとか、今、問題である消防団の人数の問題とかを考えますと、行政区の統合ということに対して、行政主導でもう少し進めてもらえないかという気持ちでいるわけです。そういうことを考えるときに、行政としての考え方、そういった方向性、その辺についてお尋ねします。

○議長（湯淺正司君） 総務部長。

○総務部長（高木 洋君） 以前にもそういった御質問をいただきまして、回答させていただいたところでございます。実際、各行政区を見ますと、20 軒以下の世帯の地区が多数あるのは事実でございます。区によっては、なかなか区としての役割を果たすことができない、そういった御相談もあっているところでございます。

これまで区長会の会議等におきましてもいろいろ御相談をさせていただいているのは事実でございますが、行政区によって、昔からの歴史でありますとか、区の財産、俗に言う、村山とか、区の行事、そういった調整になかなか時間を要する。どうしても市が設置する区と、地域の自治会としての財産的なものが、なかなか折り合いがつかない状況でもございます。

ただ、今回、中通の東下原区、下東下原区と上東下原区、良き例としてどんどん積極的にほかの区にも「こういった形で区の統合を行いました。結果として、区も人数が少なかったけれども、区役もうまく回るようになりました」、そういった先進事例として紹介を申し上げながら、限界集落とか、そういった言葉がありますけれども、極力そうならないように努めてまいりたい、そういうふうと考えております。また、今回議決をいただいた折には、区長会でも全体の総会の中でも紹介をした上で進めてまいりたい、そういうふうと考えております。

○議長（湯淺正司君） 他に質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯淺正司君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

#### 日程第 6 議案第 64 号 阿蘇市一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について

○議長（湯淺正司君） 日程第 6、議案第 64 号「阿蘇市一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について」を議題といたします。

総務部長の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（高木 洋君） それでは、議案書 64 ページをお願いします。ただ今議題とし

ていただきました議案第 64 号、阿蘇市一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について、御説明を申し上げます。

まず、提案の理由になりますけれども、飛びまして、85 ページをお願いします。85 ページ、一番下になります。本件は、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律の施行に準じた給与等の改定を行うために関係条例の一部を改正するものでございます。具体的に申し上げますと、職員等の給与につきましては、人事院勧告に伴う国家公務員の給与改定に準じた改正を行うための本条例の一部改正としております。

主な改正の内容、概要としましては、2 点になってきます。まず、1 つ目としまして、月例給を若年層の職員を中心に、率としまして、平均で 0.3%、特に高卒程度に係る初任給を 4,000 円、本年 4 月に遡り、引き上げる内容となっております。また、2 つ目としまして、職員につきましては勤勉手当を 0.1 月分、市長、副市長、教育長、病院事業管理者等の特別職におきましては期末手当を 0.05 月分、令和 4 年度分（本年度分）については 12 月期に加算、令和 5 年度以降につきましては、職員にあたっては加算する 0.1 月分、特別職にあたっては 0.05 月分を 6 月支給分と 12 月支給分に分けます 2 段階での改正となっております。

また、今回、一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正ということで一括して上程をさせていただいておりますけれども、64 ページに戻っていただきまして、64 ページからの第 1 条、第 2 条としまして、阿蘇市一般職の職員の給与に関する条例をはじめ、83 ページをお願いします。83 ページから 84 ページにかけまして、第 3 条、第 4 条としまして、阿蘇市一般職の任期付職員の採用等に関する条例。84 ページの第 5 条、第 6 条としまして、阿蘇市長等の給与及び旅費に関する条例。同じく、第 7 条、第 8 条としまして、阿蘇市教育委員会教育長の給与、勤務時間及びその他の勤務条件に関する条例。第 9 条、第 10 条としまして、阿蘇市病院事業管理者の給与等に関する条例。第 11 条としまして、阿蘇市会計年度任用職員の給与に関する条例。以上、6 つの条例を改正するものでございます。

それでは、順次説明させていただきます。

戻りまして、64 ページをお願いします。給与表の記載をしております。別表第 1 としまして、一般職の職員の改正後の俸給表を掲載させていただいております。

69 ページをお願いします。別表第 2、ア、医療職俸給表（一）としまして、病院等に勤務します医師及び歯科医師の俸給表になってきます。

73 ページをお願いします。イ、医療職俸給表（二）につきましては、薬剤師、栄養士、診療放射線技師等の俸給表になってきます。

77 ページをお願いします。ウ、医療職俸給表（三）につきましては、看護師等の改正後の俸給表をそれぞれ上げさせていただいております。

85 ページの附則の第 1 条第 2 項によりまして、本年 4 月 1 日に遡って、新しい給与表を適用としているところでございます。

それでは、給与表以外の改正について、新旧対照表を基に御説明を申し上げます。

86 ページ、新旧対照表をお願いします。まず、表外の第 1 条、第 2 条になります。阿蘇市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正としまして、人事院勧告に基づきまして、第

20 条第 2 項にあります勤勉手当の支給率を、再任用職員以外の職員にあつては、これまでの「100 分の 95」から「100 分の 105」へと 0.1 月分、下のほうになりますけれども、再任用職員につきましては、「100 分の 45」から「100 分の 50」へと 0.05 月分加算する改正となり、附則におきまして、公布の日から施行することとしております。

86 ページ、表外の第 2 条につきましては、令和 5 年 4 月 1 日から適用するものでございまして、先ほどの一般職につきましては 0.1 月分、特別職につきましては 0.05 月分につきまして、令和 5 年 4 月 1 日以降は、6 月支給期と 12 月支給期にそれぞれ半分ずつ均等配分する改正となってきております。

なお、第 1 条、第 2 条の改正につきましては、先ほど御提案申し上げました定年引上げに伴う条例改正との施行期日の関係から、改正前の条文が上書きされますので、改正前の条文と第 1 条、第 2 条、同文となっておりますので、申し添えさせていただきます。

87 ページをお願い申し上げます。第 3 条及び 88 ページの第 4 条に関しましては、任期付職員の採用等に関する条例の一部改正となります。特定任期付職員の月額給与を 1,000 円引き上げるとともに、加算しました業績手当 100 分の 5 月分を、令和 5 年 4 月 1 日以降は、第 4 条におきまして、6 月期と 12 月期に 0.025 月分均等配分する改正としております。

続きまして、89 ページ、表外の第 5 条、第 6 条になります。併せまして、90 ページの第 7 条、第 8 条、下のほうの第 9 条、そして次のページ、第 10 条につきましては、市長、副市長、教育長、病院事業管理者の 12 月期の期末手当について、同じく 100 分の 5 月分上乘せし、以後、令和 5 年 4 月 1 日以降は、100 分の 5 月分を 6 月期と 12 月期に 100 分の 2.5 月分ずつ均等配分を行う改正となってきております。

91 ページ、第 11 条につきましては、会計年度任用職員の給与についての経過措置を追記しているところでございます。

以上、御審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（湯浅正司君） これより質疑を行います。質疑はありますか。

16 番議員、藏原博敏君。

○16 番（藏原博敏君） 1 点だけ伺います。職員給料関係の引上げに関しましては、国の法改正ということで異議はありませんけれども、現在報道あたりを見ますと、民間でも日本は非常に給料面においてデフレ状態が長かったと、やっぱり活力を見いだすためにも給料は引き上げるべきだろうという潮流になっております。当然と思えますけれど、ただ、その財源です、給与関係の引上げに対する財源は、国からの交付金あたりに配慮がなされるものか、各自治体が独自に捻出しなければならないものか、その 1 点をお伺いしたいと思います。

○議長（湯浅正司君） 企画財政課長。

○企画財政課長（廣瀬和英君） ただ今の御質問にお答えいたします。

本件に関しましては、交付税あたりで特別措置があるものではなくて、市独自で一般財源の持ち出しという形での負担になるかと考えております。

○議長（湯浅正司君） 藏原博敏君。

○16 番（藏原博敏君） 趣旨に対してはもちろん賛同しますが、一般財源、特に自治

体独自の予算の中から人件費をまた配慮しなければならないということになると、やっぱり日本全国を見ても、我が市にとりましても、財政力が非常に脆弱な自治体に対しては、こういう状態が続くということは負担になると思うんです。やっぱり国全体がデフレ脱却ということでそういう方針を取るのであれば、各自治体、佐藤市長も熊本県下の市長会の会長さんですので、その財源に対して脆弱な自治体を救済という意味で交付税措置あたりにも配慮されるべきだろうと思っております。そのところをよろしく願いまして、私の質問を終わりたいと思います。

○議長（湯浅正司君） 6番議員、竹原祐一君。

○6番（竹原祐一君） 6番、竹原です。

お伺いしたいんですけど、89ページの阿蘇市長の給与及び旅費の部分ですけど、改正前の「100分の167.5」が改正後には「165」、そして同じく隣の90ページの第8条の教育長も改正前の「167.5」が「165」ということで上がってないんですけど、この辺はどのように解釈をしたらいいんでしょうか。

○議長（湯浅正司君） 総務部長。

○総務部長（高木 洋君） 89ページの第5条、第6条については、セットというふうにご検討いただきたいと思います。まず、第5条におきまして、これは市長の期末手当の分ですけれども、改正前が「100分の162.5」です。これを改正した分が「100分の167.5」ということで0.05月分上乗せになっております。これは、令和4年度の12月の期末手当の支給分。そして、第6条につきましては、令和5年4月1日以降の支給分になりますので、この改正前の条文が第5条の改正後の条文をもってきております。その関係で「100分の167.5」を、新しく令和5年4月1日からは「100分の165」ということで100分の2.5減額をして、6月と12月に均等配分をする、そういったことで2段階での改正になっておりますので、こういった率になってきております。

○議長（湯浅正司君） 他に質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

#### 日程第7 議案第65号 阿蘇市手数料条例の一部改正について

○議長（湯浅正司君） 日程第7、議案第65号「阿蘇市手数料条例の一部改正について」を議題といたします。

総務部長の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（高木 洋君） 引き続きまして、議案書92ページをお願い申し上げます。ただ今議題としていただきました議案第65号、阿蘇市手数料条例の一部改正について、御説明を申し上げます。

まず、提案理由でございます。96ページ、下をお願いいたします。本件は、個人番号カード利用による多機能端末機からの証明書等の交付を行う場合の手数料の減額実施に伴い、本条

例の一部を改正するものでございます。

内容につきましては、97 ページからの新旧対照表を基に説明をさせていただきます。

まず、新旧対照表 98 ページ、下線部分であります住民票の写しの交付、めくっていただきまして、99 ページをお願いします。住民票の記載事項の証明書、99 ページから 100 ページにかけての印鑑に関する証明、101 ページの租税及び公課に関する証明につきまして、マイナンバーカードを用いてコンビニエンスストア等に設置してあります多機能端末機から証明書を取得する場合に限り、その手数料につきまして、これまでの手数料「300 円」を「150 円」に減額するものでございます。

その効果としましては、現在、国が進めておりますマイナンバーカードの普及促進、そしてコロナ禍における市役所窓口の混雑緩和につながるものでございます。午前 6 時 30 分から午後 11 時までには利用可能であることから利用促進が非常に期待をされております。また、本件に係りますシステムの改修の経費につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金にて全額対応いたすこととしておりますので、申し添えます。

以上、御提案申し上げますので、御審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（湯浅正司君） これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

#### 日程第 8 議案第 66 号 令和 4 年度阿蘇市一般会計補正予算（第 7 号）について

○議長（湯浅正司君） 日程第 8、議案第 66 号「令和 4 年度阿蘇市一般会計補正予算（第 7 号）について」を議題といたします。

総務部企画財政課長の説明を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（廣瀬和英君） 失礼します。

別冊 3 をお願いいたします。ただ今議題としていただきました議案第 66 号、令和 4 年度阿蘇市一般会計補正予算（第 7 号）について、御説明申し上げます。

まず、1 ページ、第 1 条ですが、今回の補正予算（第 7 号）は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 4 億 9,679 万 1,000 円を追加し、歳入歳出それぞれ 183 億 3,842 万 4,000 円と定めております。

第 2 条から第 4 条につきましては、5 ページ以降で御説明いたします。

5 ページをお願いいたします。5 ページは、第 2 表、繰越明許費としまして 2 件を上げております。上の段は、来年 4 月に予定されております熊本県議会議員一般選挙のポスター掲示場設置業務委託事業、下の段につきましては、阿蘇保健福祉センター大規模改修事業（第 3 期）でございます。いずれも工期を踏まえ、繰越明許費を計上させていただいております。

次に、6 ページになります。6 ページは、第 3 表、債務負担行為補正になります。ここでは、令和 5 年度以降に予算執行が予定されております 2 件を追加しております。上の段が指

定管理者の指定に伴うもの、それから下の段につきましては令和4年中に融資を受ける農林業者向けコロナ対策経営安定資金の利子補給及び保証料助成に伴うものでございます。

次に、7ページをお願いします。7ページにつきましては、第4表、地方債補正としまして、上の段になりますが、追加分を1件、中段の変更分を5件、一番下の廃止分を2件上げております。一番下の廃止分につきましては、いずれも阿蘇医療センター関係の事業になりますが、上の段の病院改修事業1億円につきましては、資材高騰などに伴いまして事業計画を見直すため、今年度は借入れを行わず、また下の段の医療機器更新事業の3,000万円につきましては、過疎対策事業債の借入れを予定しておりますが、一般会計ではなく、病院事業会計で直接借入れを行いますので、全額を減額しております。

それでは、まず主な歳入予算について説明させていただきます。

10ページをお願いします。10ページの一番上の右端、説明欄になります。普通交付税の交付額が確定しましたので、新たに4億7,983万5,000円を追加計上しております。前年度の当初算定額と比較いたしまして、0.4%の増でありまして、ほぼ同水準となっております。

続いて、11ページをお願いします。11ページの一番上になります。新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金につきましては、8,483万4,000円を追加計上しております。コロナ禍における電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金分の2つの事業を含む全部で6事業を追加しております。なお、主な事業につきましては、後ほど歳出予算で御説明いたします。

それでは、主な歳出予算について15ページから御説明いたします。

15ページをお願いいたします。まず、歳出の全般的事項としまして、給料や職員手当等の人件費につきましては、先ほどありました人事院勧告等に伴い、それぞれの費目において補正を行っております。15ページの右側の上から3行目になります。特別職報酬等審議会委員の報酬につきましては、職員をはじめ、特別職の報酬等の額について審議するため、今回5万5,000円を追加計上しております。また、併せまして次の16ページの節8旅費の費用弁償につきましても追加計上をさせていただいております。

続いて、20ページをお願いいたします。20ページの一番上になります。コンビニ交付システム改修業務委託料につきましては、マイナンバーカード普及促進に向け、コンビニにおける証明書交付手数料の減額実施に伴うシステム改修費として46万2,000円を計上しております。なお、財源につきましては、全額コロナの臨時交付金を活用する予定でございます。

続いて、24ページをお願いします。24ページの下から2行目になります。出産・子育て応援交付金として2,400万円を計上しております。こちらは、妊婦の方などに出産・育児に係る負担軽減を図るため、妊娠届出時、それから出産届出時にそれぞれ5万円相当の経済的支援を行うものでございます。なお、財源につきましては、システム改修費を除き、国3分の2、県6分の1、市6分の1の負担となります。

続いて、27ページをお願いします。27ページの一番下になります。医療・介護・社会福祉・保育施設等物価高騰対策支援金として6,155万円を計上しております。こちらは、病院などの医療機関、介護施設、障がい福祉施設、保育所など、電気代高騰分に係る半額を支援

するものでございます。なお、こちらの事業につきましては、先週末（金曜日）に県が同様の補助金の創設を発表しておりますので、今後の補正予算におきまして減額調整を予定しているところでございます。

続きまして、30 ページをお願いします。農林水産業費になります。30 ページの上から 2 行目、農業用施設農事用電気料高騰支援事業補助金として 2,000 万円を計上しております。こちらは、揚水ポンプによる取水等に係る電気料が高騰しまして、農業経営の負担となっておりますので、高騰した電気料の半額を土地改良区などに支援するもので、財源は全額コロナ臨時交付金を活用する計画でございます。

続いて、31 ページをお願いします。31 ページは、商工費になります。ページ、下から 2 行目、多文化共生環境整備事業業務委託料として 134 万円を計上しております。こちらは、T SMC 進出等に伴い、今後、在留外国人等の増加が見込まれる中、阿蘇市内における外国人の方の円滑な受入れや共生環境の整備に資する取組を推進するものです。

続きまして、土木費になります。34 ページをお願いします。34 ページの 1 行目と 2 行目になります。まず、河川等改修工事につきましては、神の木川等の護岸工事として 1,800 万円を追加しております。財源につきましては、すべて地方債を充当しております。また、管理河川掘削等維持工事につきましては、泉川などの維持工事として 1,000 万円を追加しております。

続いて、少し飛びまして、38 ページをお願いします。38 ページの上から 3 行目になります。坂梨公民館外構工事につきましては、敷地内の安全対策としまして、進入路の取付け、それから隣接地との境界フェンス設置等を行うため、800 万円を計上しております。

続いて、39 ページをお願いします。39 ページの中段、款項目番号で申し上げますと、款 10、項 3、目 1 河川等災害復旧費の現年補助災害復旧工事になります。こちらは、台風 14 号に伴いまして山田地区の原の口川の復旧工事を行うため、1,050 万円を計上しております。財源につきましては、国が 3 分の 2、残りを起債で対応する予定でございます。

最後に、39 ページの一番下になりますが、今回残った財源につきましては、予備費に 3 億 6,417 万 9,000 円を追加しております。

説明は以上になります。御審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（湯浅正司君） 企画財政課長の説明が終わりました。

お諮りいたします。暫時休憩をしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） それでは、暫時休憩をいたします。11 時 15 分に再開いたします。

午前 11 時 02 分 休憩

午前 11 時 15 分 再開

○議長（湯浅正司君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議案第 66 号の質疑を行います。質疑はありますか。

11 番議員、市原正君。

○11番（市原 正君） 11番、市原です。

24 ページ、出産・子育て応援交付金ですけれども、これはいつからということで、国からの期日等がきちんと示されているんですか。何月分から出すとか、そういったことはどうなっていますか。

○議長（湯浅正司君） 福祉課長。

○福祉課長（松岡幸治君） 現時点で国からの詳細な事業通知というのはまだ手元には届いておりませんが、相対的な枠というのはある程度イメージとして出されているところで、本年の4月から12月までに出産された方には10万円、令和5年1月から3月までに妊娠届を出された方には5万円、その方たちが出生する際にまた5万円という形です。令和5年1月から3月までに出産された方にも10万円になるのではということで今見込まれています。まとめて言いますと、基本的に今後のイメージとしましては、出産届出時に5万円、出生時に5万円という形の給付が今後続いていくと思われませんが、最初の年の部分については、妊娠届と出産が一緒になってしまう状況になりますので、10万円の給付が混じってくるという形で、詳細な事務の取扱い等はまだ来ておりませんので、今後対応を考えていきたいというふうに考えております。

○議長（湯浅正司君） 他に質疑ありませんか。

8番議員、谷崎利浩君。

○8番（谷崎利浩君） 8番、谷崎です。

まず、21 ページ、22 ページにかけて国民健康保険の件です。詳しいことは国保会計でお尋ねしますが、その前に国保会計繰入金の中で保険基盤安定分と財政安定化支援事業分と書いてあります。これについて、保険基盤安定分というのは国の補助金で100%入ってくるものである、安定化分は一般財源から出しているということで、その認識でよろしいか、お尋ねします。

もう1問、続けていいですか。

○議長（湯浅正司君） はい、どうぞ。

○8番（谷崎利浩君） 31 ページの多文化共生環境整備事業業務委託料ですが、これは委託料ですから、これからどういうことをするかを考えていくということでよろしいでしょうか。その2点、お尋ねします。

○議長（湯浅正司君） ほけん課長。

○ほけん課長（小山隆幸君） ただ今の質問にお答えいたします。

まず、保険基盤繰入金に関しましては、保険税軽減分というものがあります。これにつきましては、県が4分の3、市が4分の1の負担となっております。

続きまして、保険者支援分につきましては、国が2分の1、県が4分の1、市が4分の1となっております。

最後に、財政安定化支援事業繰入金につきましては、市からの繰入れとなっております。

以上です。

○議長（湯浅正司君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（石松昭信君） 31 ページの多文化共生の業務委託でございますが、これは日本人と在留外国人がコミュニケーションを取っていこうと考えています。まず、その取りかかりとしまして、阿蘇の文化に触れてもらうというところで、野焼きに参画していただくような仕組みを考えていきたいということで、その先はやはり移住・定住までもっていくような計画も考えているところでございます。

以上です。

○議長（湯淺正司君） 谷崎利浩君。

○8番（谷崎利浩君） すみません、保険分が聞き取れなかったのであれなんですけれど、基盤安定は国庫補助が入るということで、4分の1は市が持ち出しということですか。事業支援は100%市ということですか。分かりました。

それと、多文化共生については、対象の外国人がどうなるのか、今の話からいくと不安になるんですが、昔、青年会議所で奥阿蘇交流会というのをやっています、熊大におられる外国人の方と交流したことが結構あるんですけども、そういった対象を絞ってやっていて、1つの事例をつくっていかれたらどうかと思うんですが、今後どのように対象の外国人を絞っていくのか。一般的にぱっと来た観光客では難しいと思うんですけど、よかったら。

○議長（湯淺正司君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（石松昭信君） 対象者はこれから検討していくところでございますが、まず阿蘇市に住んでいらっしゃる外国人は1つターゲットとしてあります。それから、熊本市に国際交流事業財団がありますので、そこを経由してのお願いも考えているところでございます。

○議長（湯淺正司君） 他に質疑ありませんか。

13番議員、大倉幸也君。

○13番（大倉幸也君） 大倉です。質問します。

31ページの阿蘇神社周辺整備工事4,200万円について、どういった整備をされるのか。

それと、39ページの災害復旧ですね、先ほど山田の原の口川と言われましたけれど、上流のほうか、県道側の下流のほうか、その辺の位置的なものとお整備内容をお願いします。

○議長（湯淺正司君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（石松昭信君） 31ページの阿蘇神社の整備工事でございますが、現在、終盤になってきております。ここでは、本年度、一の宮インフォメーションセンターの屋根の塗装、昔のインフォメーションセンターの解体、中央駐車場の一部を舗装しております。それから、門前町商店街の街路等の改修工事といったところでございまして、今回舗装工事におきまして水道の配管とか電気設備、それから加圧給水ポンプなどの移設が発生しましたので、200万円計上させていただきたいということでございます。

以上です。

○議長（湯淺正司君） 建設課長。

○建設課長（中本知己君） 御質問の原の口川の災害復旧の内容でございますが、県道内牧坂梨線の上流になります。延長が約19メートルで、ブロック積みで復旧するように計画し

ております。

○議長（湯淺正司君） 他に質疑ありませんか。

19 番議員、河崎徳雄君。

○19 番（河崎徳雄君） 19 番、河崎でございます。3 点、お伺いいたします。

まずは、5 ページ、保健センターの繰越明許 9,700 万円ですけれども、簡単なこの事業内容をお尋ねします。

それと、毎年毎年 2 期工事も明許繰越ですけれども、予算を付けたときにどうしてできないのかと、どうして繰越するのかということをお尋ねいたします。

それと、30 ページ、農林水産関係です。目の農地費、先ほど企画財務課長から説明がありましたけれども、農業用施設農事用電気料高騰支援事業補助金です。課長は土地改良などと言われましたけれども、阿蘇市の場合には土地改良が 3 地区あります。3 地区の配分割合と、農家にどのような交付をするのかをお尋ねいたします。

それと、35 ページ、住宅関係です。道尻団地の配水管更新となっておりますけれども、簡単な工事内容をお尋ねいたします。

○議長（湯淺正司君） 福祉課長。

○福祉課長（松岡幸治君） ただ今の質問にお答えします。

まず、阿蘇保健福祉センターの繰越明許の工事内容ですけれども、第 3 期分としましては、一部老朽化が進んでいる床の改修、あとは屋根のカバー工法による改修、そのほか大広間の空調の設備と照明の LED 化等を予定しており、今まで何期かに分けてやってきた大規模改修の最終期となっております。

繰越しを必要とする理由ですが、一番大きいのは施設を運営しながら工事をしなければいけないということで、利用者、パート、パートに分けて施工しなければいけないので、やはり長期化になってしまうということがございます。今回もそのような形でブロックに分けて施工する必要があるので、ある程度の長い工期が必要になる。そして、また今回発注タイミングになりましたのは 2 期工事との発注時期のタイミングがございましたので、今時期になっております。その影響で年度またぎにならざるを得ないということで、今回明許費を上げさせていただきました。

○議長（湯淺正司君） 農政課長。

○農政課長（佐伯寛文君） 30 ページの農地費、農業用施設農事用電気料高騰支援事業補助金でございます。議員から 3 改良区といったところのお話でございますけれども、今回につきましては、一の宮、阿蘇、2 つの土地改良区管内を想定しておりまして、それぞれ合わせますと 3,000 名近くの受益者がいらっしゃいますけれども、高騰分の 2 分の 1 以内を両土地改良区に交付すると、支援していくというところで計画をしているところでございます。

○議長（湯淺正司君） 住環境課長。

○住環境課長（加藤勇二郎君） 御質問の 3 点目になります。道尻団地配水管更新工事設計業務委託料でございます。道尻団地の水道給水につきましては、小野田方面から管を引いておりまして、団地裏の今町川で渡しておりますけれども、その分でその水道管を吊ってい

るワイヤーが切れておりましたので、改修工事を計画しているところでございますが、まずはそのための測量設計委託料になります。

○議長（湯浅正司君） 他に質疑ありませんか。

河崎徳雄君。

○19番（河崎徳雄君） 関連ですけれども、2番の農地費について再度お伺いいたします。今、課長からの説明では両方合わせて3,000万円近くとなっておりますけれども。

〔「2,000万円」と呼ぶ者あり〕

○19番（河崎徳雄君） 2,000万円ですね。この2,000万円の一の宮土地改良区管内と阿蘇土地改良区管内の割合と、その交付はどのような交付をするのかをお尋ねいたします。農家に直接やるのかをお尋ねいたします。

○議長（湯浅正司君） 農政課長。

○農政課長（佐伯寛文君） 先ほど御説明いたしましたとおり、受益者が3,000名近くいらっしゃいます関係上、個人の受益者ごとに交付するという形ではなくて、両土地改良区に高騰分に対する2分の1以内を交付するといったところで現在計画しております。

○議長（湯浅正司君） 河崎徳雄君。

○19番（河崎徳雄君） 課長、私の質問の内容も悪いんですけれども、一の宮土地改良区、阿蘇土地改良区がそれぞれ幾らかということをお尋ねしているわけです。

○議長（湯浅正司君） 農政課長。

○農政課長（佐伯寛文君） 失礼いたしました。

土地改良区ごとの高騰額をまず御説明いたしますと、一の宮土地改良区管内が700万円強の高騰額になっております。この2分の1以内でございますので、350万円強になるかと思っております。阿蘇土地改良区管内が3,200万円強の高騰額でございますので、この2分の1以内ということで1,600万円強の交付といったところを計画しております。

○議長（湯浅正司君） 他に質疑ありませんか。

3番議員、児玉正孝君。

○3番（児玉正孝君） 3番議員、児玉です。

31ページ、観光振興費ですが、節12委託料、二次避難施設落成及び御製碑除幕式、この詳細な内容をお願いいたします。

○議長（湯浅正司君） 観光課長。

○観光課長（秦 美保子君） 今の質問にお答えいたします。

山上の工事関係が順調に終われば、3月に利用開始となるわけです。ですので、3月中旬の平日に二次避難施設と新見学エリアEゾーンの落成式、併せて二次避難施設の屋外テラスに御製碑の除幕式を同日に3つ行う予定です。御製碑といいますのは、天皇陛下が詠まれた和歌になります。こちらは、現在の天皇陛下が平成19年に火口を訪れたときに、そのときの感動したお気持ちを詠まれた和歌がございますので、二次避難所の屋外テラスに建立するものでございます。

委託料の内訳ですけれども、3つになりますが、式典の設営費、音響、司会、バス代など

になります。出席者は、来賓のほか、国・県の関係機関、そして市議会議員の皆様方、観光関係者など約 50 名、それと随行者を入れますと 70～80 名になると予定しております。火山ガスが現場で発生する可能性もありますので、その場合は、阿蘇山上ターミナルの駐車場をお借りして、式典をして、その後、ガスを防御する Eゾーン用のバスができておりますので、それに乗って現場を見学するというようにしております。

○議長（湯浅正司君） 9 番議員、園田浩文君。

○9 番（園田浩文君） 9 番、園田です。

36 ページの教育費の事務局費の節 12 委託料ですけれども、教育施設の支障木の伐採、これは閉校した学校あたりも全部対象になっているのか、どこかこれは場所が決まっているのか、説明をお願いします。

○議長（湯浅正司君） 教育課長。

○教育課長（藤井栄治君） お答えいたします。

支障木の伐採業務委託料ということで、旧宮地小学校。区長さんから要望がありましたので、現在そちらのほうで伐採を計画しております。

○議長（湯浅正司君） 他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

#### 日程第 9 議案第 67 号 令和 4 年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号） について

○議長（湯浅正司君） 日程第 9、議案第 67 号「令和 4 年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）について」を議題といたします。

市民部ほけん課長の説明を求めます。

ほけん課長。

○ほけん課長（小山隆幸君） ただ今議題としていただきました議案第 67 号、令和 4 年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計補正予算について、御説明申し上げます。

資料、別冊 4 の 1 ページをお開きください。本補正予算は、第 3 号補正となります。第 1 条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 3,293 万 4,000 円を追加し、歳入歳出それぞれ 36 億 1,824 万 5,000 円と決めました。

6 ページをお願いいたします。2、歳入になります。款 6 県支出金、目 1 保険給付費等交付金、普通交付金につきましては、歳出において御説明申し上げます。

続きまして、款 10 繰入金、項 1 他会計繰入金、目 1 一般会計繰入金です。節 1 保険基盤安定繰入金の保険税軽減分及び保険者支援分の令和 4 年度分の額の確定に伴う補正となります。

続きまして、節 6 財政安定化支援事業繰入金につきましても額の確定に伴い、1,584 万 6,000 円を減額し、2,209 万 6,000 円としたところでございます。合計で 1,853 万 9,000 円の減額補正となります。

次に、7 ページをお願いいたします。3、歳出です。

下段になりますが、款 2 保険給付費、目 1 一般被保険者療養給付費としまして 5,147 万 3,000 円を増額し、21 億 4,506 万 4,000 円といたしました。理由としましては、一昨年から続きます新型コロナウイルス感染症拡大の影響による受診控えによる反動も伴い、医療費が増加傾向にあると考えられます。

最後になりますが、款 11 予備費、目 1 予備費としまして、繰入金等の減額に伴いまして 1,904 万 3,000 円を減額し、3,349 万 9,000 円といたしました。

説明は以上となります。御審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（湯浅正司君） これより質疑を行います。質疑はありませんか。

8 番議員、谷崎利浩君。

○8 番（谷崎利浩君） 8 番、谷崎です。

ちょっとややこしい質問になりますので、結論の質問だけ先に言っておきます。要は、国保は成り立っていくのかどうかということをお尋ねしたいんですが、実質収支は昨年度も 6,000 万円か 8,000 万円ぐらいの黒字できていますが、実質単年度収支ですね、ここ 3 か年どういう具合になっているのかというのを結論的にお尋ねします。その前提として、今回繰入金が減額になっています。その分、市の一般会計に戻ってきているんですが、この減額というのは、人口減による減額なのか、それとももともとの設定の誤差の範囲内の減額なのか、それについてお尋ねします。そして、結果的に医療費が上がって、7 ページの先ほど説明がありました医療費が 5,000 万円プラスになって、予備費から 1,900 万円出しているということで予備費が減っています。これは、もともと当初予算ですね、今年に限っては財政調整ということで前々年度に比べると一般会計から 2,000 万円出していますので、差し引くと予備費が 1,500 万円ぐらいしか残っていない。例年でいくとそのぐらいになるんですが、そのあたりが足りなくなってきたのではないかと危惧しているんですが、そういった動きについて、もうちょっと詳しく御説明をお願いします。

○議長（湯浅正司君） ほけん課長。

○ほけん課長（小山隆幸君） ただ今の質問にお答えいたします。

まず、保険基盤の繰入金に関しましてですけれども、これにつきましては保険税軽減分に対しての繰入れとなっております。これが当初見込みに際しましても減額したということで全体として減額しております。それと、保険者支援分につきましては、この目的としまして低所得者を多く抱える市町村を支援する制度となっておりますので、これにつきましても当初の見込みよりも若干下がったということになっております。

続きまして、単年度収支、今後を含めてになりますけれども、近年、先ほども申しましたけれども、コロナ以後、一旦給付費が下がったものが、また上昇となっております。令和 2 年度同時期に比べまして、本年度が 4.53%の上昇ということで 5%近くの上昇となっております。医療費に関しましては、冬場のほうが特に上昇率も高くなりますので、今後もさらに上昇率が上がることも予想されます。その中でも現在賦課させていただいております国民健康保険税に関しまして、また県からの納付金制度ということに今変わっておりますので、現

在納付金を納める分については何とか会計の中でやっていけるのではないかと。それと、先ほどありました一般会計からの繰入れも今いただいております。今後におきましても、そこも含めて税率改正等も検討が必要になってくるかとも思っております。最終的には県内統一保険料を県が目指しておりますので、そこが幾らぐらいになるのかということは、今後の医療費の動向を含めて、また注視していく必要があるかと思っております。

以上です。

○議長（湯浅正司君） 谷崎利浩君。

○8番（谷崎利浩君） 質問については、繰入金が減額になった理由として、誤差の範囲なのか、それとも人口減というのが影響しているのか、その点についてだけお答えいただきたいのと、実質単年度収支については、3か年分、後でいいですので、よかったら提出していただければ助かります。個別でお願いします。

○議長（湯浅正司君） ほけん課長。

○ほけん課長（小山隆幸君） 減額の理由に関しましては、被保険者数も年々減少しているのも実際あります。社会保険の適用拡大等によりまして、パートさんあたりも社会保険に移っているという現状もございますので、誤差の範囲内かと言われますと、ちょっと厳しいですけれども、基本的には誤差の範囲内と考えております。

以上です。

○議長（湯浅正司君） 他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

#### 日程第10 議案第68号 令和4年度阿蘇市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について

○議長（湯浅正司君） 日程第10、議案第68号「令和4年度阿蘇市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について」を議題といたします。

市民部ほけん課長の説明を求めます。

ほけん課長。

○ほけん課長（小山隆幸君） ただ今議題としていただきました議案第68号、令和4年度阿蘇市介護保険事業特別会計補正予算について、御説明申し上げます。

資料、別冊5の1ページをお開きください。本補正予算は、第3号補正となります。第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ34万6,000円を追加し、歳入歳出それぞれ35億9,821万3,000円と定めました。

6ページをお願いいたします。2の歳入です。款8繰入金、目3その他一般会計繰入金です。職員給与費等繰入金として34万6,000円につきましては、歳出と併せて御説明申し上げます。

7ページをお願いいたします。3の歳出になります。款1総務費、目1一般管理費とし、給料、職員手当等、共済費に一般会計から繰り入れ、34万6,000円を増額計上して

おります。

説明は以上でございます。御審議賜りますよう、よろしく願いいたします。

○議長（湯浅正司君） これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

#### 日程第 11 議案第 69 号 令和 4 年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 3 号）について

○議長（湯浅正司君） 日程第 11、議案第 69 号「令和 4 年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 3 号）について」を議題といたします。

市民部ほけん課長の説明を求めます。

ほけん課長。

○ほけん課長（小山隆幸君） ただ今議題としていただきました議案第 69 号、令和 4 年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計補正予算について、御説明申し上げます。

資料、別冊 6 の 1 ページをお開きください。本補正予算は、第 3 号補正となります。第 1 条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 498 万 1,000 円を減額し、歳入歳出それぞれ 5 億 2,420 万 2,000 円と定めました。

6 ページをお願いいたします。2、歳入です。款 4 繰入金、項 1 一般会計繰入金です。合計で 498 万 1,000 円を減額補正いたしました。説明につきましては、歳出と併せて御説明申し上げます。

次に、7 ページをお願いいたします。3、歳出です。主なものとしまして、款 2 後期高齢者医療広域連合納付金、目 1 後期高齢者医療広域連合納付金、令和 4 年度分の保険基盤安定負担金の額の確定に伴いまして、518 万 4,000 円を減額補正するものでございます。

説明は以上となります。御審議賜りますよう、よろしく願いいたします。

○議長（湯浅正司君） これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

#### 日程第 12 議案第 70 号 令和 4 年度阿蘇市水道事業会計補正予算（第 1 号）について

○議長（湯浅正司君） 日程第 12、議案第 70 号「令和 4 年度阿蘇市水道事業会計補正予算（第 1 号）について」を議題といたします。

上下水道課長の説明を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（竹原昭典君） ただ今議題としていただきました議案第 70 号、令和 4 年度阿蘇市水道事業会計補正予算（第 1 号）について、御説明させていただきます。

別冊 7 でございます。1 ページでございます。令和 4 年度阿蘇市水道事業会計補正予算（第 1 号）。第 1 条、令和 4 年度阿蘇市水道事業の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところ

ろによります。

第2条、予算第3条に定めた収益的収入及び支出を次のとおり補正する。こちらは、4ページからの予算明細書で御説明いたします。4ページ、5ページの上水道事業収益、営業収益、給水収益の水道料金（超過料金分）になりますけれども、こちらは前年度からの調定水道使用量の増を見込みまして、700万円補正増額し、収益的収入予定額合計を4億9,971万7,000円としました。

続きまして、6ページの上水道事業費、営業費用であります。燃料費の高騰などによりまして電気料の値上げがあり、こちらの原水及び浄水費の動力費を400万円、配水及び給水費の動力費を700万円、合わせまして1,100万円を増額補正し、収益的支出予定額合計を4億9,904万円としました。

説明につきましては以上でございます。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（湯浅正司君） これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

#### 日程第13 議案第71号 令和4年度阿蘇市病院事業会計補正予算（第3号）について

○議長（湯浅正司君） 日程第13、議案第71号「令和4年度阿蘇市病院事業会計補正予算（第3号）について」を議題といたします。

阿蘇医療センター事務部長の説明を求めます。

医療センター事務部長。

○阿蘇医療センター事務部長（村山健一君） お疲れさまです。

ただ今議題としていただきました議案第71号、令和4年度阿蘇市病院事業会計補正予算書について、御説明させていただきます。

資料は、別冊8を御覧いただきたいと思っております。1ページを御覧ください。本補正予算は、第3号補正となります。第2条としまして、当初予算第3条で定めました収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するというので、第1款、病院事業収益の収入につきまして1,350万円を増額し、合計28億8,093万5,000円としております。また、第1款、病院事業費用の支出でございますが、同じく1,350万円を増額し、28億8,093万5,000円としております。

次に、第3条としまして、当初予算第4条、本文括弧書きを「(資本的収入額が資本的支出に対して不足する額1億2,100万4,000円は、過年度分損益勘定留保資金で補填するものとする。)」に改めまして、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正させていただいているところでございます。

まず、第1款の資本的収入の収入としまして2億6,570万円を減額いたしまして、2億1,392万9,000円としております。また、支出の資本的支出の建設改良費の部分でございますが、これを2億6,462万円減額いたしまして、3億3,493万3,000円としているところでございます。

詳細につきましては、7ページから説明をさせていただきたいと思います。

収益的収入の収入の部分でございます。まず、病院事業収益の医業外収益の補助金としまして、今回、新型コロナウイルス感染症患者等入院受入医療機関緊急支援事業補助金としまして1,350万円を追加で補正させていただいているところでございます。本件につきましては、医療従事者等の人件費、また感染拡大防止に係る委託料の対象経費としまして、1床当たり450万円を3床、これを上限としまして県からの交付がされるものでございます。

次に、支出のほうでございます。病院事業費用の医業費用の経費としまして、光熱水費、それから燃料費を合わせて1,350万円の増額ということで計上させていただいております。

次に、資本的収入及び支出が9ページからとなっております。

まず、資本的収入の企業債の部分でございますが、病院事業債としまして、当初借入れを予定しておりました1億8,000万円を減額ということでさせていただいております。下の2の他会計負担金で、先ほど企画財政課長から説明もございましたけれども、一般会計からの繰入金も1億3,000万円を減額するというところで計上しているところでございます。

それから、その上の段、医療機器等整備事業（過疎対策事業債分）ということで、これは市からの借入れを予定しておりました分が病院のほうで直接過疎債の借入れができるというお話になりましたので、今回組替えをさせていただいて、3,000万円計上させていただいているところでございます。

次に、補助金でございますが、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金としまして、これを1,430万円計上させていただいているところでございます。本件につきましては、先の議会でも御報告させていただきました受入病床を4床から6床に増加させるという対応をとっておりまして、それに伴います交付金が見込まれるということで計上させていただいている部分でございます。

次に、支出の部分でございます。建設改良費としまして建物の工事費でございますが、今回管理棟の増築工事を当初予算で議員の皆様方に御了解いただきまして、2億7,000万円を計上させていただいたところでございますが、今回基本的な設計の概算額を出したところ、資材価格、それから人件費等が非常に高騰しているということで、この金額内でとても収めることができないということが分かりましたので、一旦これをもう一度再検討させていただくために今回全額を落とさせていただいております。その分の基本計画を策定ということで今年度から業務委託のために108万円を計上させていただいているところでございます。

次に、固定資産購入費としまして、医療機器等備品購入費としまして超音波画像診断装置、それから生体情報モニタを合わせまして1,430万円を計上させていただいているところでございます。超音波画像診断装置につきましては1台の更新、それから生体情報モニタについては3台ということで今回計上させていただいているところでございます。

御審議賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（湯浅正司君） これより質疑を行います。質疑はありますか。

8番議員、谷崎利浩君。

○8番（谷崎利浩君） この補正予算には駐車場関係が出ていないようですけれど、駐車場

関係はどうなっていますでしょうか。前回か何かで出ましたでしょうか。

それと、この機会ですので御意見を申し上げたいんですが、医療圏域として医療センターは阿蘇郡全体を担ってしまして、他の町村からも来ておられます。それで、阿蘇市の一般会計から出しながら市民病院の運営をさせていただいていますので、そこについては、皆様方、特に広域のほうでは阿蘇中部のことは阿蘇中部でしてくださいみたいなことを言う議員がおられますが、医療センターにおいては阿蘇郡全体の圏域を守ることを阿蘇市の一般会計から出してやっているところもありますので、そういった観点で何か機会がありましたら考えていただければと思います。誇りを持っていただいいていいと思いますので、よろしく願います。

○議長（湯浅正司君） 医療センター事務部長。

○阿蘇医療センター事務部長（村山健一君） まず、1点目にお話がありました駐車場の関係でございますが、こちらにつきましては用地取得を進めさせていただいております。拡張に向けました対応ということで、まずは用地取得をさせていただきまして、その駐車場の整備等につきましては、またこの中で全体をどういった形でもっていくのか、そういったところの検討をさせていただくということで考えているところでございます。

それから、大変ありがたいお言葉をいただきまして、阿蘇医療圏を担うという形で、当院としましても、今、病院の経営改革プランというものが令和6年4月からまた診療報酬の改定に向けてというところでも進んできているところでございますので、そちらのほうでも阿蘇郡市の医師会、また公立病院も小国公立病院さん、それから産山の診療所等もございます。そういったところとも話し合いを重ねながら、地域の中核病院として医療制度を守っていけるように対応してまいりたいと考えているところでございます。

○議長（湯浅正司君） お諮りいたします。やがて12時になりますが、議案審議中のため、このまま続行したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 16番議員、藏原博敏君。

○16番（藏原博敏君） まだ9議案も残っております。非常に熱心に質問された議員もおられますので、9議案も残して延長というのはどうかと思います。ですから、ここで暫時休憩を入れて、また午後、熱心な審議をしていただきたいと思います。

以上です。

○議長（湯浅正司君） はい、この病院までは審議させていただきたいと思いますが、いいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

午前中の会議をこの辺でとどめたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） それでは、午後 1 時から再開いたします。

午前 11 時 59 分 休憩

午後 1 時 00 分 再開

○議長（湯浅正司君） 休憩前に引き続き、午後の会議を開きます。

日程第 14 議案第 72 号 熊本市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少  
及び熊本市町村総合事務組合同約の一部変更について

○議長（湯浅正司君） 日程第 14、議案第 72 号「熊本市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び熊本市町村総合事務組合同約の一部変更について」を議題といたします。

総務部長の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（高木 洋君） お疲れさまです。

議案書 103 ページをお願い申し上げます。ただ今議題としていただきました議案第 72 号、熊本市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更について、御説明を申し上げます。

まず、提案の理由になります。本件は、熊本市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少に伴い、規約の一部を変更したいので、地方自治法第 290 条の規定により構成団体の議会において、同文議決を求めるものでございます。

104 ページからの新旧対照表を基に詳細を御説明申し上げます。組合を組織する地方公共団体のうちの 1 つであります菊池環境保全組合は特別地方公共団体になりますけれども、この団体が令和 5 年 3 月 31 日をもって解散、同日限りで熊本市町村総合事務組合から脱会を行うことから、104 ページの別表第 1、また 105 ページ、106 ページの別表第 2 からそれぞれ削るものでございます。

構成団体 70 団体の同文による議決をもちまして、熊本市町村総合事務組合同約の一部変更となります。

施行日を令和 5 年 4 月 1 日としているところでございます。

なお、菊池環境保全組合は、菊池市、合志市、大津町、菊陽町の 2 市 2 町で構成がなされておりました、これまで清掃行政の一部を共同して行ってきたところでございます。解散後は、すべての業務を同じ 2 市 2 町で構成します菊池広域連合へ移管されることとなりますので、申し添えます。

以上、御提案申し上げますので、御審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（湯浅正司君） これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

お諮りいたします。日程第 15、議案第 73 号「公の施設の指定管理者の指定について（阿

蘇市一の宮町インフォメーションセンター)」、日程第 16、議案第 74 号「公の施設の指定管理者の指定について(阿蘇市一の宮町中央駐車場)」、日程第 17、議案第 75 号「公の施設の指定管理者の指定について(ASO 田園空間博物館総合案内所)」、日程第 18、議案第 76 号「公の施設の指定管理者の指定について(阿蘇駅前噴水広場)」、日程第 19、議案第 77 号「公の施設の指定管理者の指定について(阿蘇市農畜産物処理加工施設)」の 5 件については、付託先の委員会をまたぐことから、会議規則第 37 条第 3 項の規定により、委員会付託を省略、また、会議規則第 35 条の規定により、一括議題とし、一括して質疑までを行い、その後は募集方法に合わせ、討論、採決までを行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(湯浅正司君) 異議なしと認めます。したがって、日程第 15、議案第 73 号から日程第 19、議案第 77 号の指定管理者の指定については、委員会付託を省略、一括議題とし、一括して質疑までを行い、その後は、募集方法に合わせ、討論、採決とすることに決定いたしました。なお、本議案への質疑は、全議員が可能でありますことを申し添えます。

日程第 15 議案第 73 号 公の施設の指定管理者の指定について(阿蘇市一の宮町インフォメーションセンター)

日程第 16 議案第 74 号 公の施設の指定管理者の指定について(阿蘇市一の宮町中央駐車場)

日程第 17 議案第 75 号 公の施設の指定管理者の指定について(ASO 田園空間博物館総合案内所)

日程第 18 議案第 76 号 公の施設の指定管理者の指定について(阿蘇駅前噴水広場)

日程第 19 議案第 77 号 公の施設の指定管理者の指定について(阿蘇市農畜産物処理加工施設)

○議長(湯浅正司君) それでは、議案第 73 号から議案第 77 号までについて、総務部長の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長(高木 洋君) 議案書 107 ページからになります。ただ今一括議題としていただきました議案第 73 号から議案第 77 号までの公の施設の指定管理者の指定について、御説明を申し上げます。

まず、提案理由でございます。いずれの議案とも、公の施設の指定管理者を指定したいので、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項及び阿蘇市公の施設における指定管理者の手続きに関する条例第 5 条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

まず、107 ページをお願いします。議案第 73 号についてであります。公の施設の名称、阿蘇市一の宮町インフォメーションセンター。指定管理者に指定する団体、株式会社まちづくり阿蘇一の宮。代表者は、代表取締役、長尾章氏でございます。指定の期間は、令和 5 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日までの 5 か年間になります。

続きまして、108 ページ、議案第 74 号について御説明を申し上げます。公の施設の名称、阿蘇市一の宮町中央駐車場。指定管理者に指定する団体、株式会社まちづくり阿蘇一の宮。代表者は、代表取締役、長尾章氏でございます。指定の期間、令和 5 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日までの 5 か年間としているところでございます。

この 2 施設につきましては、関連施設でございますので、募集についても一括して募集をしたところでございます。

続きまして、109 ページをお願い申し上げます。議案第 75 号になります。公の施設の名称、ASO 田園空間博物館総合案内所。指定管理者に指定する団体、NPO 法人 ASO 田園空間博物館。代表者は、理事長、山本章夫氏でございます。指定の期間、令和 5 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日までの 5 か年間。

次に、110 ページ、議案第 76 号をお願いします。公の施設の名称、阿蘇駅前噴水広場。指定管理者に指定する団体、NPO 法人 ASO 田園空間博物館。代表者は、理事長、山本章夫氏でございます。指定の期間、令和 5 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日までの 5 か年間。

この 2 つの施設につきましても、関連施設でございますので、一括して公募を行っております。

続きまして、111 ページ、議案第 77 号をお願い申し上げます。公の施設の名称、阿蘇市農畜産物処理加工施設、はな阿蘇美裏の加工施設になります。指定管理者に指定する団体、株式会社阿蘇おふくろ工房。代表者は、代表取締役、鎌倉美和子氏でございます。指定の期間、令和 5 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日までの 5 か年間としております。

以上、一括して御提案申し上げますので、御審議賜りますようお願いを申し上げます。

以上です。

○議長（湯浅正司君） これより質疑を行います。質疑はありますか。

16 番議員、藏原博敏君。

○16 番（藏原博敏君） ただ今指定管理者を受ける 5 つの施設について説明がありました。この募集状況と応募の状況を説明していただきたいと思っております。

○議長（湯浅正司君） 企画財政課長。

○企画財政課長（廣瀬和英君） ただ今の御質問にお答えいたします。

まず、一の宮町インフォメーションセンターと一の宮町中央駐車場に関しましては、非公募という形をとらせていただいております。当該団体 1 社の申込みがあったということでございます。

それから、ASO 田園空間博物館総合案内所と駅前噴水広場につきましては、公募を行ったところ、この NPO 法人、1 社でございました。

それから、農畜産物処理加工施設については、公募を行ったところ、こちらも当該団体、1 社のみということでございました。

○議長（湯浅正司君） 他に質疑ありませんか。

11 番議員、市原正君。

○11 番（市原 正君） 公募はされたということで今話を聞きましたが、それぞれの施設に納付金があると思っておりますが、それぞれの施設の納付金の説明を求めたいと思っております。

それから、以前からこの指定管理者については保証人をつけるのはどうかという話をしておりますが、そういった検討はなされたのでしょうか、答弁を求めます。

○議長（湯浅正司君） 企画財政課長。

○企画財政課長（廣瀬和英君） まず、最初の納付金の件ですけれども、一の宮町のインフォメーションセンター、それから中央駐車場につきましては、基本納付金はなし、変動納付金としまして、売上げから経費を引いた残りから 500 万円を控除した金額に対する 30% を変動納付金として設定しております。

それから、田園空間博物館総合案内所と阿蘇駅前噴水広場の施設につきましては、基本納付金が年額が 1,000 万円、こちらについては、当面 2 年間だけが 1,000 万円ずつと、3 年目以降については、収支状況に応じて市と協議の上、決定していくという形をとっております。併せて、変動納付金の設定もございますけれども、区分が何区分かございますので、改めて御連絡したいと思います。

最後の農畜産物処理加工施設につきましては、基本納付金としまして年額が 10 万円と、変動納付金につきましては、売上げから経費を引いた残りから 300 万円を控除しまして、その分の 30% を変動納付金として支払っていただくということで設定をさせていただいております。

もう一つの質問の連帯保証人の件につきましては、条件として設定している団体が全国的にも類例が少ないという部分がございます、また応募のハードルがやっぱり上がってくると、公募したときの応募のハードルが非常に高くなってきて、現在申し込んでいる団体についてもなかなか申込みができない可能性も出てくるということもございまして、現時点では連帯保証人を条件とすることについては考えておりません。

以上です。

○議長（湯浅正司君） 他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

それでは、まず一の宮町中央駐車場に関する施設、議案第 73 号及び議案第 74 号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第 73 号及び議案第 74 号について採決を行います。議案第 73 号及び議案第 74 号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第 73 号及び議案第 74 号は、原案のとおり可決されました。

次に、ASO 田園空間博物館に関する施設、議案第 75 号及び議案第 76 号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第 75 号及び議案第 76 号について採決を行います。議案第 75 号及び議案第 76 号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第 75 号及び議案第 76 号は、原案のとおり可決されました。

次に、阿蘇市農畜産物処理加工施設、議案第 77 号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第 77 号について採決を行います。議案第 77 号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第 77 号は、原案のとおり可決されました。

#### 日程第 20 議案第 78 号 工事請負契約の変更について

○議長（湯浅正司君） 日程第 20、議案第 78 号「工事請負契約の変更について」を議題といたします。

経済部長の説明を求めます。

経済部長。

○経済部長（藤田浩司君） ただ今議題としていただきました議案第 78 号、工事請負契約の変更について、御説明申し上げます。

まず、提案理由です。本件は、阿蘇山火口二次避難施設整備工事について、変更契約を締結したいので、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号及び阿蘇市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定に基づき、議会の議決を求めるところでございます。

まず、1、契約の目的、2、変更前の契約金額、3、変更後の契約金額につきましては、記載のとおりでございます。今回変更によりまして 1,484 万 6,428 円の増額となります。5、変更理由につきましては、阿蘇中岳第 1 火口の噴火による損害及び工期延長に伴う建築単価の上昇により設計変更が生じたためでございます。6、契約の相手方につきましては、株式会社田上建設でございます。

補足させていただきます。工事内容につきましては、阿蘇山上のロープウェイ跡地に救護室、トイレ、案内所を備えた避難施設として鉄筋コンクリート造の平家建て 227 平米を整備するものでございます。昨年 9 月議会において議決いただきまして、年度内の竣工を予定していたところでございます。しかしながら、着工後間もなく、昨年 10 月 20 日に阿蘇中岳が噴火し、警戒レベル 3、2 キロメートルの立入規制となったために、本年 4 月のレベル 1 引

下げまでの6か月間、余儀なく工事を中断せざるを得ませんでした。したがって、本年度に繰り越して、令和5年2月末の竣工を予定しているところでございます。

今回の増額変更につきましては、この間の物価高騰による鉄筋コンクリートなどの建築資材の高騰分、その他噴火被害による現場事務所の焼失補填分、さらに今月9日に火口見学を再開しておりますが、その安全対策として警備員を配置することになっておりまして、それらの経費分につきまして増額するものでございます。

説明は以上です。御審議を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（湯浅正司君） これより質疑を行います。質疑はありますか。

16番議員、藏原博敏君。

○16番（藏原博敏君） 請負契約の変更についてお尋ねいたします。今説明を聞きますと、約6か月間、工事ができなかったということで、その期間のいろいろな経費の値上がり、あるいは警備員の経費あたりを算定して1,484万円あまりの追加を提案したいということですが、詳細な建築資材の上昇、どういう基準でこれを出されたのか、誰がこの査定をされたのか、そこを説明していただきたいと思えます。

○議長（湯浅正司君） これは委員会付託です。

16番議員、藏原博敏君。

○16番（藏原博敏君） はい、分かりました。私の認識不足だったんですが、経済建設委員会ですっかりお尋ねしますので、何がどれだけ上がったから、この積算がこれだけになったんだという詳細な説明を経済建設委員会で示していただきたいと思えます。失礼しました。

○議長（湯浅正司君） 18番議員、田中則次君。

○18番（田中則次君） 18番、田中でございます。

これは物価高騰だけじゃないと思えますが、今現在、非常に物価の高騰に対して、インフレ、その他で、昔の話をするといけないけれども、昭和48～49年頃、やっぱり非常に資材の高騰で、今、国土交通省、当時、建設省と言っていたんですが、全体的な工期、それと物価高騰の時期、それに、先ほど話がありましたが、どれだけ上がったかということと、全体に対して及ぼす影響ということで、国交省が、どの工事と言わないでも、全体的にそれをアップしたことがあるんです。御存じじゃないかもしれないけれども、そういうことが、例えば今この工事についてあっている。私はこの工事の変更に対して異論はございませんが、各工事においてもその辺の考え方を持っているのか。今、各建設業者・建築業者、例えば生コンであるとか、鉄筋であるとか、そういういろんなものが非常に上がってきております。そういうことが、以前、国土交通省がとられたようなものが全国的に普及しているのか、その辺のことについてお尋ねしたいんですが。

○議長（湯浅正司君） 経済部長。

○経済部長（藤田浩司君） すみません、全体的なそういったものについては承知しておりますが、今回につきましては、昨年3月には竣工予定でございましたので、その後、やはりウクライナ侵攻による政情不安、さらに今年に入ってから物価上昇等が顕著であるということで、物価につきましては消費者物価が前年度比およそ4%近く上がっているというこ

とですので、その程度の増額を今回コンクリート、鉄筋等に。平たく言えば、そういうこと  
でございます。

○議長（湯浅正司君） 18 番議員、田中則次君。

○18 番（田中則次君） 先ほどから、経済建設委員会で説明されると思いますが、私が言  
いたいの、御存じじゃないかもしれませんが、昭和 48～49 年頃は、全国的にそうい  
う工期の問題、それまでのいついつから物価が上がったから、今これだけの仕事が終わっ  
ているから、その分に対しての金を業者から出ささいということで、全国的にあったことが  
あるんです。そういうことがあったことを私も鑑みて、結局工期がこんなに長くなると、そ  
ういうものが発生します。当然今までも発生してきたかもしれませんが、特化してこの工事  
がどうのこうのということとございませぬけれど、今からもそういうことがあると思いま  
すので、準じてそういうことをやっていかれるのか。それと、それが国の施策もしくは県の施  
策、ここは環境省であるでしょうけれど、その辺のものにマッチしているのか、その辺のと  
ころをよく調べあげていただきたいと思えます。そうしないと、この工事はできた、この工  
事はできないはいけないんです。やっぱり全体的なものであって、結局そういうものをし  
ていくということは全国的なレベルでないとおかしいわけ。国交省は、昔、今、私が言いま  
したように、例えばそういう工期の問題、ここまで終わっているから、この分についてはど  
うだとかいうことがあったわけです。だから、その辺のところをよく精査されていって  
いただきたい。このことの中身について、私は、先ほど言いましたように、そういうことであ  
らうと思うから、この問題については反対ではございませぬ。一応その辺のことをよく経済部  
もしくは観光課だから、要するに環境省とその辺のところをよく打ち合わせしてやらないと、  
会計検査のとき、何だこれとは言われる可能性がある。その辺のことをよく考えてやっ  
てください。

以上です。

○議長（湯浅正司君） 経済部長。

○経済部長（藤田浩司君） 御意見、ありがとうございます。やはり国・県の指針とかを注  
視しながら、適正な価格による発注に努めたいと思えます。

○議長（湯浅正司君） 8 番議員、谷崎利浩君。

○8 番（谷崎利浩君） 委員ではないので、委員会の詳細は委員会でやるとして、大別した  
形でお聞きしたいんですが、この工事中断による損害金と物価の高騰による資材の高騰、そ  
の 2 つに分けて、損害金が幾らで、資材高騰分が幾らという数字は今分かりますでしょうか。

○議長（湯浅正司君） 経済部長。

○経済部長（藤田浩司君） まずは、原材料高騰による増額としまして 1,100 万円あまりを  
見込んでおります。それと、火山の噴火によりまして現場事務所が焼失しました。この損害  
負担として、ユニットハウスが現場に建てられていたんですけども、4 ユニット、4 坪の  
ユニットハウス、これが爆風で吹き飛ばしてしまいました。この分が 500 数十万円、そのうち、  
これが契約の約款で、発注者は、天変等不可抗力による損害額のうち、請負代金額の 100 分  
の 1 を超える額を負担しなければならないということが契約で定めてありますので、この請

負額が2億3,760万円ですので、565万円から237万円を引いた320万円相当を今回補償するものでございます。それが大体主なものになります。

○議長（湯浅正司君） 他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

お諮りいたします。日程第21、諮問第3号及び日程第22、諮問第4号の人権擁護委員候補者の推薦についての2件は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略、また、会議規則第35条の規定により、一括議題とし、採決までを一括して行いたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 御異議ないものと認めます。したがって、諮問第3号及び諮問第4号は、委員会の付託を省略、また一括議題とし、採決までを一括して行うことに決定いたしました。

日程第21 諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦について

日程第22 諮問第4号 人権擁護委員候補者の推薦について

○議長（湯浅正司君） それでは、諮問第3号及び諮問第4号について、市民部長の説明を求めます。

市民部長。

○市民部長（宮崎 隆君） お疲れさまです。

議案集の113ページをお願いいたします。ただ今一括議題とさせていただきました諮問第3号及び諮問第4号、人権擁護委員候補者の推薦について、御説明をいたします。

まず、提案理由でございますが、本件は、人権擁護委員の任期満了に伴い、人権擁護委員の候補者を推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものでございます。なお、諮問第4号の提案理由も同じでございますので、省略させていただきます。

今回、法務大臣が委嘱する候補者の推薦につきましては、現在、阿蘇市には9名の委員がおられますが、今回は2名の方が令和5年3月31日で任期満了を迎えるため、新たな候補者を推薦するものでございます。任期は、令和5年4月1日から令和8年3月31日までの3年間となります。

まず、113ページ、諮問第3号の佐藤和夫氏でございます。阿蘇市西町在住で、現職の委員であります。今回再任で5期目の推薦でございます。

次に、114ページ、諮問第4号の岩下俊自氏でございます。阿蘇市波野大字波野在住で、現職の委員であります。今回再任で2期目の推薦でございます。

なお、115ページに今回推薦いたします2名の方の略歴等を参考資料として載せております。よろしく願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（湯浅正司君） これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 討論なしと認めます。

これより、日程第 21、諮問第 3 号及び日程第 22、諮問第 4 号について採決いたします。  
本案は、原案のとおり適任とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 御異議ないものと認めます。したがって、諮問第 3 号及び諮問第 4 号は、原案のとおり適任とすることに決定いたしました。

以上で、議案等の質疑は終わりました。

本日説明のありました議案第 62 号から議案第 72 号、議案第 78 号、請願第 1 号「地方たばこ税を活用した分煙環境整備に関する請願書」までの 13 件を配付しております付託表のとおり、所管の常任委員会に付託をいたします。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

これをもちまして、本日の会議を散会いたします。

お疲れさまでした。

午後 1 時 32 分 散会